

電子契約の手続きについて

1. 電子契約利用申出書の提出について

電子契約を希望する場合は、電子契約の締結に使用するメールアドレス等を確認するため、「**電子契約利用申出書**」を**入札締切日まで**に電子メールで財政課に提出ください。

【提出先】南砺市財政課 keiyaku@city.nanto.lg.jp

(メールを送付する際の留意事項)

件名は「**【●●●(業者名)】電子契約利用申出書**」とし、Word形式で提出(※押印不要)下さい。

- ※1. **令和7年10月1日以降**の公告・指名通知の入札案件(一般競争入札、指名競争入札のみ)に限ります。
- ※2. 電子契約によることが適当でない契約の場合、従来の紙契約とさせていただきます場合があります。
- ※3. 本承諾後は、電子契約を利用することを撤回する旨の申出がない限り、申出以降の請負契約については電子契約を行います。(利用申出書の提出は、案件毎の公告・指名通知日以前でもかまいません。利用を希望する業者はお早めに申請ください。)なお、**当該申出書の内容に変更が生じた場合(承認者の変更等)は速やかに申し出ること。**

2. 契約保証の手続について(「工事」500万円以上の案件)

契約保証書は、落札決定日の**3営業日をめど**に発注者に提出してください(電子メール・紙いずれも可)。

(※) 契約保証書発行手続きに必要な契約書案を「電子契約利用申出書」に記載いただいたメールアドレスに電子メールで送付致します。

(※) 電子メールでの提出先 : 南砺市財政課 keiyaku@city.nanto.lg.jp

(※) 以下の「③保証会社又は金融機関の保証」の紙の保証証書は電子データでの提出も可ですが、必ず原本を郵送又は持参願います。なお、**原本はこれまで担当課で保管していましたが電子契約案件に限り、財政課で保管することと致します。**

＜契約保証の種類別の提出書類及び提出方法＞

- ① 現金納付 → 領収証書(写)を提出(電子メール、紙いずれも可)
- ② 有価証券等の提供 → 受領証書(写)を提出(電子メール、紙いずれも可)
- ③ 保証会社又は金融機関の保証
 - ・紙の保証証書の場合: 保証証書(写)を提出(電子メール、紙いずれも可) ※電子メールの場合、原本を郵送又は持参(**3営業日をめど**)
 - ・電子保証の場合: 保証確認サービス D-Sure の認証キーを電子メールで送付(**※送付先: 上記アドレス**)
- ④ 公共工事履行保証証券による保証 → 保証証書(写)を提出(電子メール、紙いずれも可) ※電子メールの場合、原本を郵送又は持参(3営業日をめど)
- ⑤ 履行保証保険契約の締結 → 履行保証保険証券(写)を提出(電子メール、紙いずれも可) ※電子メールの場合、原本を郵送又は持参(3営業日をめど)

3. 建設リサイクル法対象工事について(「工事」500万円以上の案件)

届出様式を**入札情報サービス** (<https://toyama.efftis.jp/ebid02/PPI/Public/PPUBC01100>) の様式ダウンロードより取得し、落札決定日の**3営業日をめど**に発注者に提出してください(電子メール・紙いずれも可)。

(※) 電子メールでの提出先 : 南砺市財政課 keiyaku@city.nanto.lg.jp

4. 契約書の承認・契約締結について

① 本市の担当者が契約書データ(PDF 形式)を電子契約システム(クラウドサイン)にアップロードすると、当該システムから「電子契約利用申出書」に記載いただいたメールアドレスに電子メールが送信されます。

② 届いた電子メールに表示された URL サイトにアクセスし、契約書データの内容を確認した上、電子署名をいただくと、次の承認者に承認を依頼するメールが届きます。(※次の承認者も同様に操作し、電子署名を行います。)

※承認期限について、**3営業日以内**とします。**(左記の期間内に承認が難しい場合は、契約締結が遅延するため必**

ず発注者に連絡してください。

- ③ 当市承認者の承認後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了し、合意締結完了メールが届きます。その後契約書をダウンロード・保存してください。

5. 随意契約・変更契約について

電子契約の対象外です。今後、随意契約・変更契約の案件も対象予定です。（※令和8年度予定）

